

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

経済産業大臣 名

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

様式第五の次に次の様式を加える。

※ 別紙のとおり様式第五の二を挿入

様式第七を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第七を挿入

様式第八を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八を挿入

様式第二十一を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第二十一を挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第六条の二、第十五条の二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに様式第五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証)

第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令

の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）附則別表の第一欄に

掲げる特定計量器であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。

2 前項の確認済証は、次に掲げる形状、方法及び大きさにより付するものとし、見やすく、かつ、検定証印等に隣接した部分に、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を含む。）で付さなければならぬ。

一 確認済証の形状は、次のとおりとする。



二 確認済証は、はり付け印とする。

三 確認済証の大きさは容易に識別できる大きさのものとする。

(指定検定機関が付する検定証印に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第二十三条第二項の規定は、平成三十年十二月三十一日までは、この省令の施行の際現に指定されている指定検定機関については、適用しない。

(検定証印等の年月の表示に係る経過措置)

第四条 次の各号に掲げる年月又は年の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、その有効期間の満了の年月までは（有効期間の定めのないものにあつては当分の間）、改正後検則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「改正前検則」という。）第四十八条第一項中様式一又は様式二の定期検査を行った年月の表示

二 改正前検則第二十五条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定証印の有効期間の満了の年月の表示

三 改正前検則第二十六条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定を行った年月の表示

四 改正前検則第三十五条第一項中様式三又は様式四の型式承認表示を付した年の表示

五 改正前検則第五十六条第一項の計量証明検査を行った年月の表示

六 改正前検則第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定を準用する指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）第九条に規定する基準適合証印とともに付する計量法（平成四年法律第五十一号）第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示

（タクシメーター装置検査済証に係る経過措置）

第五条 改正前検則第七十二条第二項の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なおその効力を有する。

2 同項の規定により交付された装置検査済証は、装置検査済証印の有効期間の満了の年月までの間、なおその効力を有する。

改正後

(基準適合義務の免除の届出)

第六条の二 法第八十条ただし書の規定による届出をしようとする承認製造事業者(法第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。以下同じ。)は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第八十二条ただし書の規定による届出をしようとする承認輸入事業者(法第八十一条第三項に規定する承認輸入事業者をいう。以下同じ。)は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を販売する営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第十五条の二 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの若しくは当該タクシーメーターの承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者(法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。以下同じ。)により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならぬ。

第十五条の三 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならぬ。

一 当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理

改正前

[新設]

第十五条の二 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの又は当該タクシーメーターの承認製造事業者(計量法(平成四十年法律第五十一号)第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。)により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならぬ。


第十五条の三 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体には当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号が付されているも

事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号（次号において単に「記号」という。）が付されていること。

二 封印された状態が表示され、かつ、記号を表示できるものであること。

（検定証印）

第二十三条 法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

形状	種類及び大きさ			
	打ち込み印	押し込み印	すり付け印	焼き印
	一辺の長さが一・二ミリメートルのもの	一辺の長さが三・六ミリメートルのもの	一辺の長さが三ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの
	一辺の長さが一・八ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの	一辺の長さが十二ミリメートルのもの

のでなければならぬ。

（検定証印）

第二十三条 法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

形状	種類及び大きさ			
	打ち込み印	押し込み印	すり付け印	焼き印
	一辺の長さが一・二ミリメートルのもの	一辺の長さが三・六ミリメートルのもの	一辺の長さが三ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの
	一辺の長さが一・八ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの	一辺の長さが六ミリメートルのもの	一辺の長さが十二ミリメートルのもの

正方形のもの	一辺の長さが六ミリメートルの正方形のもの	方形のもの	一辺の長さが二十四ミリメートルの正方形のもの		

2|| 前項の規定にかかわらず、指定検定機関にあっては、検定証印をはり付け印により付するものとする。

3・4 「略」

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付さなければならない。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 法第七十二条第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示を打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により付する場合にあつては、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は

が六ミリメートルの正方形のもの		が二十四ミリメートルの正方形のもの	

「新設」

2|| 3|| 「略」

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を付する特定計量器の部分は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体とする。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 法第七十二条第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

月を表すものとする。

様式一

2017
11

様式二

2017.11

様式三

2017 11

2 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 法第七十二条第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行った年月を表示するところが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一

8
11

様式二

8.11

様式三

8 11

2 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 法第七十二条第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行った年月を表示するところが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。

様式一

2017
11

様式二


2017.11

様式三

2017 11

(はり付け印による検定証印の表示)

第二十六条の二 検定証印をはり付け印により付する場合は、特
定計量器の表示機構に近接した部分に、見やすく、かつ、容易
にはく離及び消滅しない方法により、次の表の各号の上欄に掲
げる場合に応じ、当該各号の下欄に掲げる様式により付するも
のとする。この場合において、左の数字は西暦年数を表すもの
とし、右の数字は月を表すものとする。

一	<p>法第七十二条第二項の規定により検定証 印の満了の年月を表示し、かつ、同条第 三項の規定によりその検定を行った年月 を表示する場合</p>
	

様式一

8.11




様式二

8.11

様式三

8 11

〔新設〕

<p>二 法第七十二条第二項の規定により、検定証印の満了の年月を表示する場合（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>三 法第七十二条第三項の規定により、検定証印の検定を行った年月を表示する場合（第一号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>四 前三号に掲げる場合以外の場合</p>
		

2|| 前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称又は記号を表示するものとする。

一|| 都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所 その名称



二|| 指定検定機関 経済産業大臣が認めた当該指定検定機関を



3 第一項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(申請等)

第三十条 [略]

2 [削る]

[削る]

(手数料を減額する場合の申請等)

第三十条の二 計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号。以下「手数料令」という。)第四条第一項第一号の経済産業省令で定める機関は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人製品評価技術基盤機構から国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定(法第七十一条第一項第一号の技術上の基準に係る試験に係るものに限る。)を受けた試験所

(申請等)

第三十条 [略]

2 [略]

3 第一項の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。

4 前項の書面に係る部分について、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法は、当該書面の審査とすることができる。

[新設]

二 国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関（型式の承認等に
必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切で
あると認めた機関に限る。）

2 前条第一項の申請書には、前項の機関が作成した試験の結果
の証明書（次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）
を添付することができる。

一 発行日

二 機関の名称及び住所

三 特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（
法第八十一条の輸入事業者にあつては、製造する者の氏名又
は名称及び住所）

四 特定計量器の種類

五 特定計量器の型式又は能力

六 法第七十一条第一項第一号の技術上の基準で定める試験の
結果

3 前項の証明書に係る部分の構造検定は、当該証明書の審査に
より、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法に
代えることができる。

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条 「略」

2 「略」

3 前条第二項及び前条第三項の規定は、第一項の申請書を提出
する場合に準用する。この場合において、前条第三項中「研究
所又は日本電気計器検定所」とあるのは「指定検定機関」と読
み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条 「略」

2 「略」

3 前条の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る
技術上の基準に適合していることを研究所が適切であると認め
た試験所（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験
所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた
試験所に限る。）が証する全部又は一部の書面を添付すること
ができる。

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあつては、様式三から様式六までのいずれか）により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。

様式一 [略]

様式二 [略]

様式三

型式承認第1号2017

様式四

型承1号2017

様式五

型式承認第1号
2017

様式六

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあつては、様式三又は様式四）により付するものとする。この場合において、様式三又は様式四の右の数字は、型式承認表示を付した年を表すものとする。

様式一 [略]

様式二 [略]

様式三

型式承認第1号6

様式四

型承1号6

[新設]

[新設]

(定期検査済証印等)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、はり付け印にあつては、次の様式一又は様式二のとおりとし、打ち込み印及び押し込み印にあつては次の様式三又は様式四のとおりとする。この場合において、様式一及び様式三中の円内の数字並びに様式二及び様式四中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一及び様式三中の円外の右下の数字並びに様式二及び様式四中の円内の下の数字は月を表すものとする。

様式一



様式二



(定期検査済証印等)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の左側の数字は定期検査を行った年の最下位の数字を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の右側の数字は月を表すものとする。

様式一



様式二



様式三



様式四



二 [略]
2・3 [略]

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第十九条の計量証明検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において、様式一中の円外の右下の左の数字及び様式二中の円外の右下の上の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の右の数字及び様式二中の円外の右下の下の数字は月を表すものとする。

様式一



様式二

[新設]

[新設]

二 [略]
2・3 [略]

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の数字は、計量証明検査を行った年月を表すものとする。



[新設]

(検定用具の貸付け)
第七十四条 法第六十七條の經濟産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 検定証印(はり付け印を除く。)
- 二 四 [略]
- 五 [削る]
- 六 第九百九十三條第三項に規定する消印

(検定用具の貸付け)
第七十四条 法第六十七條の經濟産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 検定証印
- 二 四 [略]
- 五 頭部検査証印
- 六 [略]
- 七 第九百九十四條第三項に規定する消印

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第5の2（第6条の2関係）

輸出用特定計量器製造（販売）届

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり、輸出のため特定計量器の製造（販売）をしたいので、計量法第80条ただし書（第82条ただし書）の規定により、届け出ます。

1. 輸出のため製造（販売）をしようとする特定計量器

種類	型式又は能力	数量	摘要

2. 輸出先の国名

3. 輸出の予定期日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第7（第30条関係）

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

（日本電気計器検定所）

申請者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

下記の特定制量器につき、計量法第76条第1項（第81条第1項、第89条第1項）の承認を受けたいので、申請します。

- 1 事業の区分
- 2 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（製造する者の氏名又は名称及び住所）
- 3 製造事業者の届出の年月日
- 4 承認を受けようとする特定制量器

種 類	型式又は能力	手数料	備考（型式の軽微な変更の場合はその旨）

- 5 第76条第3項（第81条第2項又は第89条第3項において準用する第76条第3項）の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳（第78条第1項（第81条第2項又は第89条第3項において準用する第78条第1項）の試験に合格したことを証する書面を添えるときは、その旨）
- 6 特定制量器検定検査規則第30条の2第2項の書面を添えるときは、その旨

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。
- 3 輸入事業者及び外国製造事業者については、1及び3の記載は要しない。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第8（第31条関係）

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式試験申請書

年 月 日

指定検定機関 殿

申請者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

下記の特定制量器につき、計量法第78条第1項（第81条第2項又は第89条第3項において準用する第78条第1項）の試験を受けたいので、申請します。

- 1 事業の区分
- 2 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（製造する者の氏名又は名称及び住所）
- 3 製造事業者の届出の年月日
- 4 承認を受けようとする特定制量器

種 類	型式又は能力	手数料	備考（型式の軽微な変更の場合はその旨）

- 5 第78条第2項（第81条第2項又は第89条第3項において準用する第78条第2項）の規定により添える試験用の特定制量器等の内訳
- 6 特定制量器検定検査規則第31条第3項（特定制量器検定検査規則第30条第2項の準用）の書面を添えるときは、その旨

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。
- 3 輸入事業者及び外国製造事業者については、1及び3の記載は要しない。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 2 1 (第 7 2 条関係)

タクシメーター装置検査済証	
	発行者 印
検査日	年 月 日
製造番号	
車両番号	
タクシメーターの 製造事業者名	
タイヤのサイズ	
タイヤの空気圧	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とする。